

南越前町特定空家等チェックシート

--

地区名		行政区名		法適用状況	
-----	--	------	--	-------	--

調査年月日		調査員所属		調査員氏名	
-------	--	-------	--	-------	--

STEP1 : 建築物(工作物を含む)の損耗状態に関する判定

判定表 (1) (項目ごとに該当する内容にそれぞれ○)

項目	内容	評点	修繕等
基礎、土台、柱、はり	ア. 特に問題ないもの	0	[有修繕・ 応急処置 無]
	イ. 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等、小修理を要するもの	25	
	ウ. 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
	エ. 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険があるもの又は現に大部分が崩壊しているもの	100	
外壁又は界壁	ア. 特に問題ないもの	0	[有修繕・ 応急処置 無]
	イ. 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
	ウ. 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	エ. 外壁又は各戸の界壁の仕上材料が全て剥落又は損壊しているもの	50	
屋根	ア. 特に問題ないもの	0	[有修繕・ 応急処置 無]
	イ. 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
	ウ. 屋根ぶきの材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25	
	エ. 屋根が著しく変形したもの又は屋根ぶき材料の著しい剥落、裏板が腐朽等により欠落しているもの	50	

判定表 (2) (項目ごとに該当する内容にそれぞれ○)

項目	内容	評点	修繕等
室外機、看板その他の建築物に付属する工作物 【有・無】	ア. 特に問題ないもの	0	[有修繕/応急処置 無]
	イ. 一部に脱落、剥離、破損、変形等が生じているもの	10	
	ウ. 著しい脱落、剥離、破損、変形等が生じているもの	20	
塀、柵その他の敷地を囲む工作物 【有・無】	ア. 特に問題ないもの	0	[有修繕/応急処置 無]
	イ. 一部が傾斜し、又は崩落しているもの	10	
	ウ. 著しく傾斜し、又は崩落しているもの	20	
敷地地盤の擁壁等の構造物 【有・無】	ア. 特に問題ないもの	0	[有修繕/応急処置 無]
	イ. 一部に擁壁表面の水のしみ出し・流出、ひび割れ等が生じているもの	10	
	ウ. 著しい擁壁表面の水のしみ出し・流出、ひび割れ等が生じているもの	20	

判定表（3） （該当する内容すべてに○）

項目	内容
建築物・設備等の破損等	ア. 吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況にあるもの
	イ. 浄化水槽等の放置・破損等による汚物の流出・臭気が生じているもの
	ウ. 排水等の流出による臭気の発生
ごみ等の放置・不法投棄	エ. ごみ等の放置・不法投棄により、臭気の発生、多数のねずみ、はえ、蚊等の発生が生じているもの
その他生活環境	オ. 屋根、外壁等の建築物の外観を構成する部分のうち、道路や公園等から視認できる部分に汚損、腐食、腐築、剥離、破損が生じているもの
	カ. 立木、雑草等が敷地全体において繁茂しているもの
	キ. 敷地内にごみ等が大量に散乱又は堆積したまま放置されているもの
	ク. 外壁や開口部分等において、不特定の者が容易に進入できる穴や亀裂などが生じているもの
	ケ. 動物の鳴き声やその他の音の頻繁な発生、動物のふん尿その他の汚物の放置による臭気の発生が生じているもの
	コ. 敷地外への動物の毛・羽毛の大量に飛散しているもの
	サ. 多数のねずみ・はえ・蚊・のみ等の発生、住みついた動物の周辺の土地・家屋への浸入が生じているもの
	シ. シロアリの大量発生・近隣の家屋への飛来が生じているもの

判定表（1）	判定表（2）	判定表（3）	（1）～（3）の合計
点	点	点	点

※○×10点

※100点以上はSTEP2へ



STEP2：周辺環境への影響に関する判定

判定表（4）	○建築物の高さ（H）※目視で可 <input type="text"/> m	1. $L > H$	※Lは最短
	○軒高（h） <input type="text"/> h1 m <input type="text"/> h2 m	2. $H \geq L > h/2$	※どれかひとつ
	○隣地との最短距離（L） <input type="text"/> L1 m <input type="text"/> L2 m (隣接敷地の用途：)	3. $L \leq h/2$	※1及び2は階数
上記2に該当し、判定表（1）の「基礎・土台、柱、はり」のイ・ウ・エに該当する、又は3に該当する場合は、「特定空家等の対象」			<input type="text"/>

判定表（5）	1. 国道沿道又は国道から視認できる ()	
	2. 主要地方道沿道又は主要地方道から視認できる ()	
	3. 観光施設周辺（周囲500m）又は観光施設から視認できる ()	
上記1～3に該当する場合は「特定空家等の対象」		<input type="text"/>

総合判定	判定の理由（特筆すべき内容を簡潔に記入）
1 特定空家等	
2 空家等	
緊急安全措置	必要性 【有 ・ 無】 具体的な措置：